

静岡県人事委員会は、勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月5日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1293

勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則

勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則（静岡県人事委員会規則7-130）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(加算する額) 第4条 給与条例第17条第2項ただし書等に規定する人事委員会規則で定める額は、前条に規定する特殊勤務手当のほか初任給調整手当、特地勤務手当（給与条例第12条の3、教職員条例第13条の3及び警察条例第12条の3の規定による手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、へき地手当（給与条例第12条の5及び教職員条例第13条の5の規定による手当を含む。）、産業教育手当及び定時制通信教育手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じたものを減じて得たもので除した額とする。 2 (略)	(加算する額) 第4条 給与条例第17条第2項ただし書等に規定する人事委員会規則で定める額は、前条に規定する特殊勤務手当のほか初任給調整手当、 <u>在宅勤務等手当</u> 、特地勤務手当（給与条例第12条の3、教職員条例第13条の3及び警察条例第12条の3の規定による手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、へき地手当（給与条例第12条の5及び教職員条例第13条の5の規定による手当を含む。）、産業教育手当及び定時制通信教育手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じたものを減じて得たもので除した額とする。 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。